# 「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」推進本部について

### 推進本部

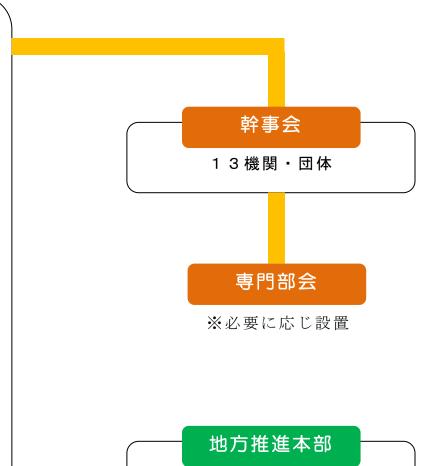
【平成25年10月5日設立】

<構成機関・団体> 31機関・団体

- 〇福島県(知事:本部長)
- 〇福島県農業協同組合中央会(会長:副本部長)
- 〇福島県消費者団体連絡協議会(会長:副本部長)
- 〇福島県市長会、〇福島県町村会、〇福島県農業会議
- ○福島県農業振興公社、○全国農業協同組合連合会福島県本部福島県農業共済組合連合会、○福島県畜産振興協会福島県酪農業協同組合、○福島県土地改良事業団体連合会、福島県認定農業者会、福島県農業青年クラブ連絡協議会、
- 〇福島県森林・林業・緑化協会、福島県森林組合連合会、 福島県木材協同組合連合会、
- 〇福島県漁業協同組合連合会、福島県内水面漁業協同組合連合会、 福島県商工会議所連合会、福島県商工会連合会、
- 〇福島県中小企業団体中央会、福島県食品産業協議会、 福島県観光物産交流協会、福島県生活協同組合連合会、 福島県青果市場連合会、福島県学校給食会、 福島県栄養士会、福島県調理師会、 福島復興局、東北農政局福島地域センター

### (県関係部局等)

生活環境部、保健福祉部、観光交流局、教育庁、農林水産部



7方部に設置

※ 幹事については○を記載

# 「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」推進方針について

【平成25年10月5日決定】

本県農林水産業・農山漁村が東日本大震災及び原子力災害を乗り越え、将来を担う子供達に「食」と「ふるさと」をしっかり引き継いでいくため、「一人一人が復興に向けて歩んでいこう」「ふくしまから新しい流れを創っていこう」という未来への意志を込めたスローガン「ふくしまから はじめよう。」と理念を共有し、生産者自らの積極的な取組はもとより、生産から流通・消費に至る様々な立場の人々が一体となり、その思いと力を一つにして取り組む運動を展開する。

# 概要

# 「"いのち"を支え 未来につなぐ 新生ふくしまの『食』と『ふるさと』」の実現

## 食の安全・安心運動

### <安全対策の徹底による食の安全確保>

- 農林水産物の検査体制の強化
- ・安全な農林水産物の生産推進

### <消費者の食への安心感の醸成>

・安全確保対策等のわかりやすい情報提供等 により消費者の食の安心感につなげる。

# 農林漁業者、 県民、関係機 関・団体等が 一体となった 運動の展開

# 生産再生運動

### <力強い農林水産業の生産体制の整備>

- ・意欲ある担い手の育成、生産基盤の整備、 農地の集積等の推進
- ・森林づくり活動、沿岸漁業再開の推進

## <u>くふくしまブランドの回復・強化></u>

・「ふくしまの恵みイレブン」品目の作付拡大 や県オリジナル品種の活用などによるふ くしまブランドの回復・強化

# 風評払拭・消費拡大運動

### <消費者の県産農林水産物に対する理解促進>

・検査結果、生産履歴の見える化

## <県産農林水産物の消費拡大と食育の推進>

・消費者、公共施設等における利用促進、 地域産業6次化、観光との連携による県 産農林水産物の消費拡大と食育の推進

# Future From Fukushima.

ふくしまからはじめよう。

## 情報発信運動

### <県内外への情報発信>

- ・各種媒体による情報発信の強化
- ・頑張る農林漁業者の姿の紹介
- 消費者や流通業者の交流と理解促進

### く世界へ向けた情報発信>

・情報発信の多言語化

### ふくしまから はじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動推進本部規約

(名称)

第1条 この推進本部は、「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」推 進本部(以下、「推進本部」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進本部は、福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」(平成25年3月策定)に即し、本県農林水産業・農山漁村が東日本大震災及び原子力災害から復興・再生を成し遂げ、以前よりも豊かで魅力ある農林水産業・農山漁村を創造し、若い世代に引き継いでいくため、「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」(以下、「運動」という。)を、生産者自らの積極的な取組はもとより、生産から流通・消費に至る様々な立場の人々が一体となり、その思いと力を一つにして、推進することを目的とする。

### (活動内容)

- 第3条 推進本部は、前条の目的を達成するために次に掲げる活動を実施する。
  - (1) 県産農林水産物の安全・安心の確保に関すること。
  - (2) 農林水産業の生産の再生に関すること。
  - (3) 県産農林水産物の風評対策及び消費拡大に関すること。
  - (4)農林水産業に関する情報発信に関すること。
  - (5) その他、目的を実現するために必要な取組に関すること。

#### (組織)

- 第4条 推進本部は、別表に掲げる機関、団体をもって組織する。
- 2 推進本部に本部長、副本部長及び監事を置く。
- 3 本部長は福島県知事、副本部長は福島県農業協同組合中央会長、福島県消費者団体連絡 協議会長、監事は福島県市長会長、福島県町村会長をもって充てる。
- 4 本部長は推進本部の事務を総理するとともに、推進本部を招集し、会議を主宰する。
- 5 副本部長は本部長を補佐する。
- 6 監事は、推進本部の会計を監査する。
- 7 本部長が必要と認めたときは別表に掲げる以外の者を推進本部の構成員とすることができる。

#### (総会)

- 第5条 総会は、毎年1回本部長がこれを招集する。
- 2 総会は、次の事項を審議する。
- (1) 運動の推進に関する基本的事項に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) その他重要な事項に関すること。
- 3 本部員が、会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができる。
- 4 本部長が必要と認めたときは、別表に掲げる以外の者を総会に出席させることができる。

### (幹事会)

- 第6条 運動の推進に関し必要な企画立案及び活動を行うため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表に掲げる機関、団体をもって組織する。
- 3 幹事会には幹事長を置き、福島県農林水産部長をもって充てる。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
- 5 幹事長が必要と認めたときは、別表に掲げる以外の者を幹事会に出席させることができる。
- 6 幹事会には活動テーマに応じた専門部会を置くことができる。専門部会の活動内容、その他運営に必要な事項は別途定める。

#### (地方推進本部)

- 第7条 地方の実情に応じた運動の推進を図るため、各農林事務所ごとに地方推進本部を設置する。
- 2 各地方推進本部の活動内容及び組織、その他運営に必要な事項は別途定める。

#### (事務局)

- 第8条 推進本部の事務局は、福島県農林水産部に置く。
- 2 事務局には事務局長と事務局次長を置き、事務局長には福島県農林水産部政策監の職に ある者、事務局次長は福島県農林水産部農林企画課長の職にある者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は別途定める。

### (会計)

- 第9条 推進本部の経費は、委託料、その他の収入をもって充てる。
- 2 推進本部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## (その他)

第10条 本規約に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は本部長が別途定める。

### 附 則

- 1 本規約は、平成25年10月5日から施行する。
- 2 推進本部設立当初の会計年度は、第9条の規定にかかわらず、推進本部設立の日から平成26年3月31日までとする。

# (別表)

ふくしまから はじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動推進本部構成員

# 〇 推進本部構成員

機 関 ・ 団 体 名	本 部 員	幹事
福島県農業協同組合中央会福島県消費者団体連絡協議会福島県消費者団体連絡協議会福島県市長会福島県市長会福島県市長会福島県農業振興公社全国農農業福島県農業振興公社全国農農業協同組合連合会福島県土団大連、福島県大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大	知事(本部長) 会長(副本部長) 会長長(監事) 会長長(監事) 会長長(監事) 合代表 体等	農林水指名する者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者

# 〇 福島県関係部局

<u> </u>		
生活環境部	部長	_
保健福祉部	部長	_
観光交流局	局長	_
教育庁	政策監	_

# ○ 福島県農林水産部

農林水産部	部長	_
IJ	技監	_
JJ	政策監	政策監(事務局長)
JJ	食産業振興監	_
JI	各次長	_
ッ 関係課	_	各総室筆頭課長
ッ 各農林事務所	所長	企画部長
ッ 水産事務所	所長	_
<b>" 農林企画課</b>	課長	課長(事務局次長)

# ふくしまから はじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動 推進方針



平成25年10月5日 ふくしまから はじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動推進本部

# 1 運動の趣旨

平成25年3月に策定した「ふくしま農林水産業新生プラン」(以下、「新生プラン」 という。)は、本県農林水産業・農山漁村が東日本大震災及び原子力災害から復興・再 生を成し遂げ、以前よりも豊かで魅力ある農林水産業・農山漁村を創造し、若い世代 に引き継いでいくことを目指している。

新生プランの推進にあっては、農林漁業者をはじめ多くの県民が避難生活を強いられ、農地や森林、漁場等が放射性物質に汚染され、風評が払拭されないなど、本県農林水産業がおかれた現状をしっかりと見据えた上で、安全・安心な農林水産物の提供、被災した農林漁業者の経営再開、地域をリードする経営体の育成、担い手への農地集積等による力強い農業構造の実現、豊かで魅力ある農山漁村の形成、農林水産物の生産力の回復と高品質・高付加価値化、風評の払拭、県民の県産農林水産物の利用拡大、環境と共生した農山漁村の活性化等に取り組んでいくことが必要である。

このため、生産者自らの積極的な取組はもとより、生産から流通・消費に至る様々な立場の人々が一体となり、その思いと力を一つにして取り組む新たな運動を展開する。

# 2 運動の名称

新生プランの基本目標は、

「"いのち"を支え 未来につなぐ 新生ふくしまの『食』と『ふるさと』」 である。

これは、ふくしまの未来を見据え、ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力 を結集した復興により、東日本大震災と原子力災害を乗り越え、ふくしまの将来を担 う子供達に「食」と「ふるさと」をしっかり引き継いでいくことであり、

一人一人が復興に向けて歩んでいこう

ふくしまから新しい流れを創っていこう

という未来への意志を込めたスローガン「ふくしまから はじめよう。」と理念を共有するものである。

このため、本運動の名称は

# 「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」

とする。



# 3 運動の内容

本県農林水産業の復興・再生を加速させるためには、安全で安心な農林水産物の提供を進め、本県農林水産業の生産性を高め、農林漁業者の所得を増加させることが基本となる。そのため、食の安全・安心の確保と力強い農林水産業の構造強化を図っていくことを運動として取り組むこととする。

また、原子力災害に伴う本県農林水産物の風評を払拭するためには、PR活動等を強化し、本県農林水産業・農山漁村の復興・再生に向けた取組状況などを、県内外さらには全世界に向けて発信することが重要である。特に、消費者の安全・安心に関する幅広い理解と県民総ぐるみで県産農林水産物の消費拡大を図る地産地消や食育を強く推進するとともに、農林漁業者の所得向上や地域の活性化のため、地域産業6次化、観光産業をはじめとする他産業との連携強化等を運動として取り組むこととする。

加えて、県内外の消費者や流通業者等に本県の農林水産業が復興・再生に向けて前向きに進んでいるという確かなイメージを持ってもらうと同時に、農林漁業者の自信と誇りを取り戻すため、各種取組や頑張る農林漁業者等の姿を広く発信していくことを運動として取り組むこととする。

以上の取組を力強く推進していくため、「食の安全・安心運動」、「生産再生運動」、「風評払拭・消費拡大運動」、「情報発信運動」の4つの運動を展開し、県民一体となって本県農林水産業の復興・再生を加速することとする。

## (1) 食の安全・安心運動

### ア 安全対策の徹底による食の安全確保

消費者から信頼される安全な農林水産物の検査体制の強化を図るとともに、農 林漁業者が安全な農林水産物を生産する取組を推進する。

### イ 消費者の食への安心感の醸成

店頭などにおいて県産農林水産物の安全対策等について分かりやすく提供するなど、消費者の食への安心感につなげる。

### (2) 生産再生運動

### ア 力強い農林水産業の生産体制の確立

地域の農林水産業を支える意欲ある担い手の育成や生産基盤の整備、農地の集積などを通じて、力強い農林水産業の生産体制を確立するための取組を推進する。 また、森林づくり活動と沿岸漁業の再開に向けた取組を着実に推進する。

#### イ ふくしまブランドの回復・強化

本県農林水産業を牽引する米を始めとする「ふくしまの恵みイレブン」品目などについて、作付拡大や県オリジナル品種の活用などによりふくしまブランドの回復・強化を進める。

### (3) 風評払拭・消費拡大運動

#### ア 消費者の県産農林水産物に対する理解促進

放射性物質検査結果や生産履歴の見える化などを通じて、食の安全・安心に関する消費者の理解を促進する取組を推進する。

### イ 地産地消等による県産農林水産物の消費拡大と食育の推進

県内消費者が県産農林水産物を愛用する地産地消を推進する。

また、学校や公共施設等における県産農林水産物の利用や農林水産業とのふれあい、さらには、地域産業6次化の推進、観光産業等と連携して県内外の消費者に「来て・見て・食べて」もらう取組の展開などにより、農林水産物の消費拡大と食育を推進する。

### (4)情報発信運動

### ア 県内外への情報発信

農林漁業者等の自信や誇りを取り戻し、消費者の県産農林水産物に対する正しい理解の増進につなげるため、各種広報媒体を活用して運動の取組状況や頑張っている農林漁業者の姿など農林水産業に関する情報を県内外に広く発信する。

また、各種イベントや県民等との交流の場において、関係機関・団体等が連携し、消費者や流通業者等さまざまな方々との交流と理解を深める取組を推進する。

### イ 世界へ向けた情報発信

本県農林水産業に関する情報の多言語化を図るなど海外に向けて戦略的に発信し、本県農林水産業に対する理解を醸成し、輸出を促進する取組を推進する。

# 4 運動の推進体制

#### (1) 推進本部

運動を効果的かつ円滑に推進するため、農林水産関係団体、商工業関係団体、消費者関係団体、国、市町村、県等で構成する推進本部を設置する。

### (2) 地方推進本部

地方の実情に応じた運動の推進を図るため、県農林事務所ごとに、農林水産関係 団体、商工業関係団体、消費者関係団体、市町村、県等で構成する地方推進本部を 設置する。

# 5 運動の実施期間

この運動の期間は、新生プランの計画期間に合わせ、平成25年度から平成32年度までとする。

# 平成25年度ふくしまから はじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動推進本部 事業計画 (平成25年10月5日 推進本部承認)

## 1 食の安全・安心運動

### (1) 安全対策の徹底による食の安全確保

- 放射性物質の検査や吸収抑制対策の実施を徹底し、安全な農林水産物の 供給を進めます。
- 研修会の開催などを通じて農業者が安全な農作物を生産する意識の向上を図り、放射性物質対策を含めたGAPや環境と共生する農業を推進することにより、安全な農産物の生産拡大を図ります。

### (2)消費者の食への安心感の醸成

○ 放射性物質の検査結果をわかりやすく情報提供するとともに、消費者の放射線に対する正しい理解を促進することにより、安心感を拡大します。

## 2 生産再生運動

### (1) 力強い農林水産業の生産体制の確立

- 農業については、意欲ある担い手に施策を重点化するとともに、経営の 法人化、大規模化、施設化等を推進し、生産量の回復、生産構造の強化を 図ります。また、セミナーの開催などを通じて担い手支援の気運を醸成す るとともに、集落営農を通じた地域の協力体制を進めます。
- 林業については、森林整備と放射性物質対策を一体的に進めるとともに、 森林整備ボランティア活動や企業の森林づくり活動の支援、地方植樹祭等 の実施により、県民が森林を守り育てる意識の醸成を図ります。
- 漁業については、沿岸漁業の再開に向け、試験操業の取組を進めるとと もに、漁労技術の修得に向けた研修等により、若手漁業者の就業意欲の維 持を図ります。

### (2) ふくしまブランドの回復・強化

○ 「ふくしまの恵みイレブン」品目などについて、作付拡大や県オリジナル 品種の活用により収益性の高い産地づくりを進めるとともに、プロモーショ ン活動を強化します。

## 3 風評払拭・消費拡大運動

#### · (1)消費者の県産農林水産物に対する理解促進

○ 消費者を対象とした県産農林水産物の放射性物質対策などの研修会、意見交換会などの開催を通じたリスクコミュニケーションを展開します。

## (2) 地産地消による県産農林水産物の消費拡大と食育の推進

- 県産農林水産物の販売促進キャンペーン等のPR活動や農業体験、食育 推進企業の育成等による地元農林水産物に対する理解促進により、県民が 県産農林水産物を愛用する気運を醸成し、県産農林水産物の消費拡大と地 産地消を図ります。
- 県産食材利用推進キャラバン等の実施により、学校や病院等の給食施設、 飲食店、宿泊施設等における県産農林水産物の利用拡大を図るとともに、 地域産業6次化、グリーンツーリズムの推進、観光キャンペーンと県産農 林水産物のPR活動の一体的な実施などにより、県産農林水産物の消費拡 大を図ります。

## 4 情報発信運動

### (1) 県内外への情報発信

- 各構成員が開設するHPのリンクや県HPで提供する関連情報の充実、 新たに facebook 等による情報提供を行うなど、ICT\*を有効に活用した 情報発信の強化を図ります。
- 復興に向けて頑張る農林漁業者の取組など、ふくしまの現状を正しく伝える情報の充実を図るとともに、イベント等による消費者との交流を通じて、消費者の本県農林水産業に対する理解の増進や避難している農林漁業者の帰還に向けたサポートを行います。

### (2)世界へ向けた情報発信

- 復興に向けた取組や安全な農林水産物生産の取組等を英語で発信し、海外に向けた本県農林水産業に対する理解促進を図ります。
- ※ ICT:情報通信技術 (<u>I</u>nformation and <u>C</u>ommunication <u>T</u>echnology) 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

# 5 共通事項

- 各運動に関する構成員の取組を集約し、情報の共有化を図ることにより 密接な関係を築き、構成員同士が連携した取組を行います。
- 生産者や消費者との意見交換会などを通じて、常に現場の動向をしっかり把握しながら、関係者一丸となった取組を推進します。

